改正後	改正前
料金表通則	料金表通則
(端数の処理) 6 この規程により計算した金額(第 <u>46</u> 条に基づいて計算される延滞金を除く。)に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。	(端数の処理) 6 この規程により計算した金額(第 <u>44</u> 条に基づいて計算される延滞金を除く。)に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
	(利用料金等の支払期限) 7 システム利用契約者は、利用料金等を会社が別に定める方法により、会社が指定する支払期限までに支払うものとする。
(利用料金等の支払方法)  7 システム利用契約者が、システム利用契約に基づき会社に支払うべき料金についての会社への支払方法は、システム利用契約者の申込みにより、次のいずれかの方法によるものとする。 (1) 料金回収代行業者を利用して、システム利用契約者の銀行指定口座から会社の銀行指定口座に振替える方法 (2) システム利用契約者が、会社が別途通知する会社の銀行指定口座に振込を行う方法	(利用料金等の <u>支払方法等</u> ) <u>8</u> (略)
(地域指定による支払期限の延長) 8 会社は、都道府県の全部又は一部にわたり災害その他やむを得ない理由(以下「災害等」という。)により、第43条第3項に規定する期限までに同項に規定する支払ができないと認める場合には、地域及び期日を指定して当該期限を延長するものとする。	( <u>新設)</u>

改正後	改正前
9 システム利用契約者は、前項に規定する期限の延長を受けようとする	<u>(新設)</u>
ときは、災害等の発生後相当の期間内に、その理由を記載した申請書を	
提出しなければならない。	
	(Anni in P
(個別指定による支払期限の延長)	<u>(新設)</u>
10 会社は、災害等により、第43条第3項に規定する期限までに同項に規定するまたができない。ト羽める場合には、前2項の場字の適用がたる場	
<u>定する支払ができないと認める場合には、前2項の規定の適用がある場</u> 合を除き、システム利用契約者の申請により、期日を指定して当該期限	
を延長するものとする。	
11 前項の申請は、災害等の発生後相当の期間内に、当該災害等の被災者	_(新設)_
であること又はやむを得ない理由があることを証する書類を添付して、	
その理由を記載した申請書を提出しなければならない。	
(利用料金等の返還等)	<u>(新設)</u>
12 システム利用契約者は、第45条に規定する返還を受けようとするとき	
は、返還請求書を提出しなければならない。	
13 通則7の規定にかかわらず、第45条第2号の規定により利用料金等を	(新設)
返還された者が、第44条の規定により延長された期限の末日までに利用	
料金等を支払うときは、通則7(2)に定める振込みの方法によるもの	
<u>とする。</u>	
_(振込手数料の負担)_	
14 第45条第1号の規定による返還並びに通則7 (2)及び前項の規定に	
よる支払を行うために必要な振込手数料は、システム利用契約者が負担	る振込手数料 <u>について</u> は、システム利用契約者が負担するものとする。
するものとする。	
15 第45条第2号の規定による返還を行うために必要な振込手数料は、会	(新設)
社が負担するものとする。	<u> </u>